

**答 申 書**  
(答申第46号)  
平成19年2月28日

---

**1 審査会の結論**

財団法人〇〇〇〇〇に係る「奨学金給与に関する給与システム、概要、実際のお金の流れ」に関する文書を不存在としたことは妥当である。

**2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨**  
(省略)

**3 審査会の判断**

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、財団法人〇〇〇〇〇に係る奨学金給与規程及び奨学金給与に関する給与システム、概要、実際のお金の流れである。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、財団法人〇〇〇〇〇に係る奨学金給与に関する給与システム、概要、実際のお金の流れ（以下「本件文書」という。）については、実施機関が取得していないことを理由として、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき公文書不存在通知（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件処分を開示する処分に変更することを求めていることから、その妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

実施機関の所管に属する公益法人に対する民法（明治29年法律第89号）第67条の規定による監督は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）、「公益法人の設立及び監督に関する規則」（昭和53年北海道教育委員会規則第7号）（以下「規則」という。）及び「公益法人事務取扱要領」（平成11年3月8日教育長決定）（以下「要領」という。）に基づき行っており、異議申立人が開示請求した本件文書については、公益法人に報告等を義務付けている文書ではないため、実施機関において当該文書を収受した記録がなく、また、現に保存していないものである。

規則第13条の規定において、法人は、毎事業年度開始後3月以内に、報告書に次の書類を添えて教育委員会に報告しなければならないとされている。

- ①前事業年度（事業年度の定めのない法人にあっては、前年。以下同じ。）の事業報告書並びに収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表
- ②前事業年度末現在の財産目録
- ③社団にあっては、前事業年度末現在の社員名簿及び前事業年度における社員の異動状況を記載した書類
- ④上記①、②及び③に掲げる書類が定款又は寄附行為に定める作成の手続を経たことを証する書類

また、要領の別表において、当該提出書類の内容について定めており、それによると財団法人が事業状況等の報告として提出すべき書類は、「事業報告書、収支計

算書、正味財産増減計算書、計算書類に対する注記、貸借対照表、財産目録、基本財産の権利及び価格を証する書類及び理事会及び評議員会の議事録の写し」とされている。

イ 実施機関の所管に属する公益法人の設立許可及び指導監督に関する事務は、民法、公益法人の設立許可及び指導監督基準のほか、規則及び要領に基づき行っていることからすれば、本件文書は、法令上も事務手続上も実施機関に提出が必要とされる書類ではないことが認められ、本件文書は報告を義務付けている文書ではないため取得していないとする実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が本件文書を不存在としたことは妥当であると判断する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられるものであることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成18年 9 月11日	○ 諮問書の受理（諮問番号42） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書開示請求書の写し、⑤公文書不存在通知書の写し、⑥異議申立ての概要、⑦理由説明書）の提出
平成18年 9 月15日	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成18年10月24日 （第二部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 異議申立人の意見陳述
平成19年 1 月24日 （第二部会）	○ 審議
平成19年 2 月19日 （第二部会）	○ 審議
平成19年 2 月27日 （第19回審査会）	○ 答申案審議
平成19年 2 月28日	○ 答申